

27 高教福第 663 号

平成 27 年 10 月 5 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

産前休暇の取得要件を満たしている常勤職員に係る休職期間
満了前の復職について（通知）

産前休暇の取得要件を満たしている常勤職員（臨時的任用職員を除く。）に係る休職期間満了前の復職の取扱いについて下記のとおり定めましたので、職員に周知するとともに、適正な取扱いをお願いします。

記

- 1 出産を予定する女性職員が、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に該当し、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 2 項第 1 号に規定する休職（以下「病気休職」という。）となっている場合において、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年高知県人事委員会規則第 48 号）第 12 条第 1 項に規定する職員の分べんに関する特別休暇（以下「産前休暇」という。）の取得要件を満たしたときは、その時点で産前休暇を取得できるよう復職させるものとする。

その際、所属長は所管の市町村（学校組合）教育委員会を経由し、小中学校課長あてに速やかに所見書（別紙様式）を提出するものとし、今後は、診断書の提出は不要とする。

- 2 この通知の施行の日において、現に病気休職となっている職員が産前休暇の取得要件を満たしている場合は、産前休暇を取得できるよう速やかに復職させるものとする。

平成 年 月 日

(人事主管課) 長 様

〇〇立〇〇学校長 印

産前休暇取得のための職員の復職について

職員の復職についての所見は、下記のとおりです。

記

- 1 所属、職名、氏名
- 2 休職に係る傷病名、療養に要する期間
- 3 休職期間
- 4 出産予定日
- 5 産前休暇の取得予定期間
- 6 所属長所見

(記載例) 職員については〇〇(傷病名を記載)により今後も引き続いて療養する必要がありますが、平成〇〇年〇月〇日から産前休暇の取得要件を満たすことになり、同日をもって復職させることが適当であると認められます。なお、産前休暇を取得する意向であることを職員本人に確認しています。

(注) (記載例) を参考にして、職員の状況等を踏まえ、適宜記載してください。